



秋季全国火災予防運動の実施について 11月9日(木)～11月15日(水)

「火を消して 不安を消して つなぐ未来」 令和5年度全国統一防火標語

☆火災予防運動の目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。



☆住宅防火 いのちを守る 10のポイント

4 つ の 習 慣

- ① 寝たばこは絶対しない、させない。
- ② ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③ こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ④ コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

／ 6つの対策 ／

- ① 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ② 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③ 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防火品を使用する。
- ④ 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤ お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥ 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

住宅用火災警報器を設置・維持管理をしましょう

☆住宅用火災警報器

津久見市火災予防条例で、全ての住宅の寝室・階段の上端(寝室が1階以外にある場合)に設置が義務づけられています。



☆住宅用火災警報器には交換時期があり、定期的な作動確認が必要です

設置してから10年が目安になっています。10年を超えると電池切れ(電池式)や機器異常を起こす可能性があります。火災時にしっかりと警報器が作動するよう、定期的に作動確認を行いましょう。

○問い合わせ 津久見市消防本部 ☎0972-82-5211

津久見幹部交番からのお知らせ

／全国地域安全運動が開催されます！／

～ 令和5年10月11日(水)から同月20日(金)までの10日間 ～

地域安全運動とは、防犯協会を始めとする地域安全に資する関係機関が地域安全活動を更に強化し、皆さんがより安心して暮らせる地域社会を実現させる活動です。

○地域安全運動ってなんだろう？

こどもの登下校時の見守り活動や青色の回転灯を装備したパトカー、徒歩での防犯パトロール等を行っています！



〈今年度の運動重点〉

- ① こどもと女性の犯罪被害防止(全国重点)
- ② 特殊詐欺の被害防止(全国重点)
- ③ 自転車盗・万引きの被害防止(大分県重点)

令和5年10月18日(水) 午後1時30分から

「大分県安全・安心まちづくり県民大会」が開催されます。

お時間がある方はぜひご参加ください。

○問い合わせ 津久見幹部交番 ☎0972-82-2131